

あけぼの園・デイサービスセンター 特殊勤務手当を拡充

労働環境、処遇改善を講じ人材確保に努める



◆下川町職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例

特別養護老人ホーム及びデイサービスセンターに従事する職員の特殊勤務手当について、所要の改正を行うもの。

特別養護老人ホーム及びデイサービスセンターに従事する寮母・寮父のうち介護福祉士の資格を有する者について、職務手当として1万円を加算する。

また、深夜を含む夜間介護業務に従事した場合において、勤務1回につき4,400円の手当を支給する内容。

なお、条例改正に伴う特殊勤務手当増額分の財源については、介護保険制度で定められている、介護職員の処遇面の向上改善に充当される介護職員処遇改善加算により財源を確保する。

◆税条例等の一部を改正する条例の一部を改正

平成28年度の地方税法の改正により、令和元年10月1日

から軽自動車税環境性能割が施行されることに伴い、下川町税条例においても関係する条項について改正を行うもの。軽自動車税環境性能割の減免に係る事務を行うに当たっての軽減事務の取扱いを定める。

◆介護保険条例の一部を改正する条例

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律による介護保険法の一部改正により、平成27年4月から軽減措置が行われてきた第1段階の第1号被保険者の減額賦課に係る保険料率を引き上げるとともに、軽減措置の対象を第2段階、第3段階の第1号被保険者に広げ、減額賦課に係る保険料率を定めることに伴い、条例を改正するもの。

第3条第1項第1号、第2号、第3号に規定する保険料を算定する乗率を減じて、低

所得者の保険料負担を軽減する。また、軽減に伴う保険料の減取分は、一般会計から介護保険特別会計へ繰り入れするもので、繰入額のうち国・道が4分の3を負担し、町は4分の1を負担することとされている。

行政報告

◆下川町観光振興計画の策定

◆第4期下川町地域保健福祉計画等の策定

◆平成30年度各種会計決算見込

◆平成30年度「北海道森林バイオマス吸収量活用推進協議会」の事業報告

◆平成30年度一般財団法人下川町ふるさと開発振興公社の事業報告

行政報告の詳細は
YouTubeから

